

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

| 推奨事業メニュー | |
|---|--|
| <p>(生活者支援)</p> <p>①食料品の物価高騰に対する特別加算 ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 ④消費下支え等を通じた生活者支援 ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p> | <p>(事業者支援)</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p> |

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー <追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
 - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)】

令和7年度補正予算案 10,368億円

施策名:医療・介護等支援パッケージ(医療分野)

① 施策の目的

- 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。
- さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、(独)福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。
- 賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。
- 病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| ○ | | | | | | | | | |

③ 施策の概要

ア 賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)】

イ 施設整備の促進に対する支援 【462億円】

ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施

【804億円(優遇融資を行うための(独)福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源】

※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う

エ 医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】

オ 病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】

カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

施策名:医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| ○ | ○ | | | | | ○ | | | |

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

施策名:医療・介護等支援パッケージ(障害福祉分野)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| ○ | | | | | | | | | |

③ 施策の概要**ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援**

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

施策名:平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

| | |
|------------|---------|
| 令和7年度補正予算案 | 1,475億円 |
| ・生活扶助費支給 | 1,055億円 |
| ・支給事務費補助 | 401億円 |
| ・相談センター等 | 17億円 |
| ・特別給付金 | 2.3億円 |

① 施策の目的

- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)を踏まえた対応を実施する。

R7.11.21

厚労省公表資料

② 施策の概要

- 社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会における審議結果等を踏まえつつ、当時の生活保護受給者等に必要な扶助費の追加支給を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備や支給システムの改修に要する経費を補助するほか、受給者等に給付内容を周知等するため、国における相談センターの設置や広報活動等を実施する。更に、基準改定訴訟の原告等に対して、10年以上に渡り争訟を行ってきた経緯を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置として特別給付金により支給する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ウ 相談センター設置、広報等(委託)



ア 生活扶助費の追加支給

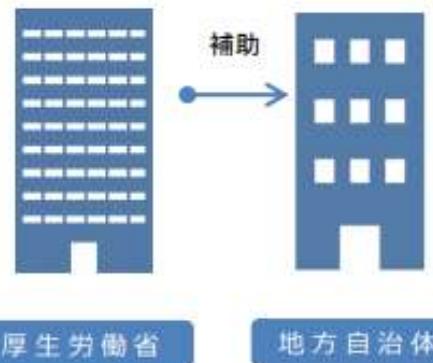
(国庫負担3/4、自治体負担1/4)



- 追加給付分の負担金の交付
- 告示、交付要綱等の改正
- 所要額見込み・交付決定

イ 支給事務費補助

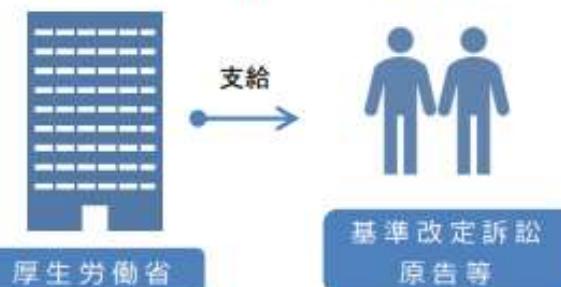
(補助率10／10)



- システム改修費用
- 非常勤職員雇上費
- 正規職員の超勤手当
- 業務委託費等

エ 原告に対する特別給付金

(国庫補助10／10) ※国で支給手続きを実施



平成25年の生活扶助基準改定

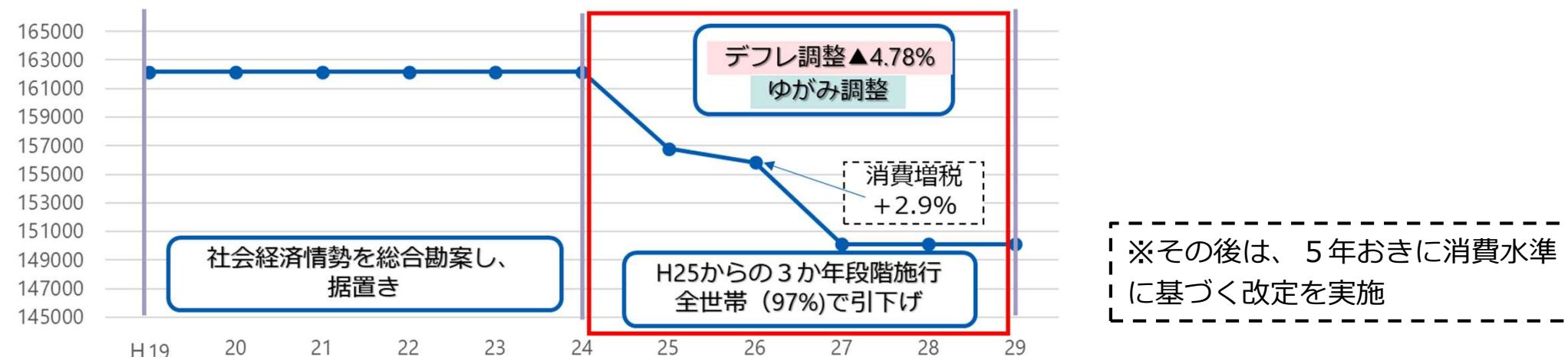
① デフレ傾向を踏まえた「物価」による調整 【デフレ調整】

- 平成20年以降の経済情勢により生じた生活扶助基準の「水準」と一般国民の生活水準との間の不均衡を是正。
- 平成19年検証で生活扶助基準が高いとされながらその後も据え置いてきた中で、初めて「物価」により調整 ($\Delta 4.78\%$)
⇒ 仮に消費を基礎として改定する場合には、下落幅が大きくなること($\Delta 12.0\%$)が想定された。

② 年齢別、世帯人員別、地域別の「ゆがみ」の調整 【ゆがみ調整】

年齢別・世帯人員別・地域別に、扶助基準額と実際の消費の状況等を踏まえて改定（検証結果の1／2を反映）。

(参考) 生活扶助基準改定の経緯 (夫婦・子一人世帯 1級地－1(東京都区部等)の場合)

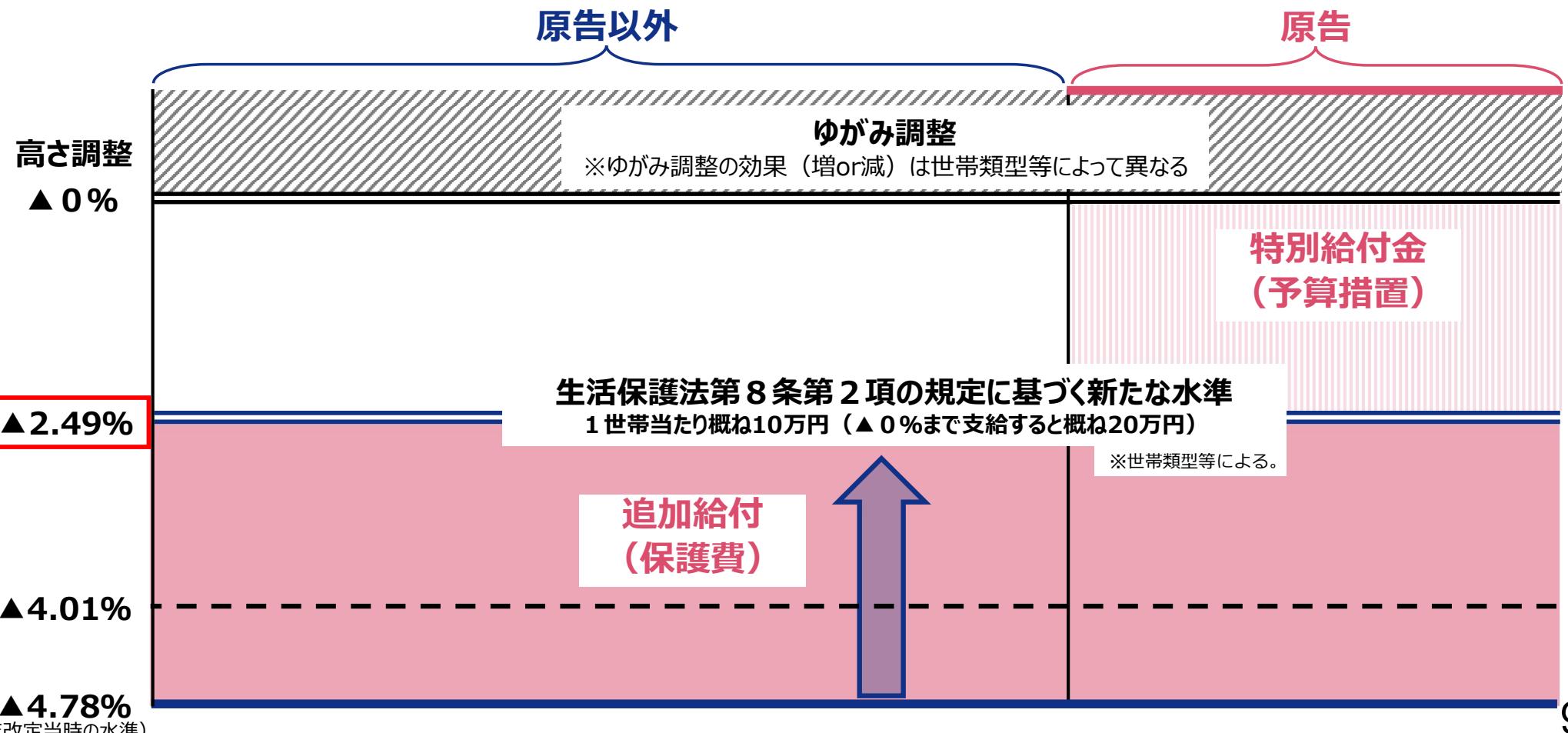


【最高裁判決のポイント】

- デフレ調整は、物価変動率のみを直接の指標として行った点において、大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱・濫用があり、違法
 - ゆがみ調整は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはできない。
- ⇒ 原告については、平成25年当時の処分が取り消され、ゆがみ調整分も含め、平成25年の基準改定前の状態に戻っている。
- 国に対する損害賠償請求は認められず

施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

- **生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）**
 - ※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
 - ※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
 - ※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 令和7年度補正予算案に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）



※専門委員会の報告書第4章を踏まえた対応

| 項目 | 対応の方向性 |
|----------------------------|--|
| 各種加算等の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 過去デフレ調整の適用があり、現在まで水準検証・改定が行われていない加算等（障害者加算等）は、平成25年改定後、再度の基準制定時点までを追加給付の対象期間とする。 過去デフレ調整の適用があったが、その後水準検証・改定が行われている加算等（母子加算、冬季加算）は、過去デフレ調整の適用があった期間を追加給付の対象期間とする。 |
| 基準を適用する者の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 死者の取扱いは、朝日訴訟判決において、生活保護による給付を受ける権利は一身専属的とされていることを踏まえ、遺族等に対する給付は行わない。 保護廃止者は追加給付の対象に含める。ただし、実務上の課題を踏まえ、本人による申出等、一定の関与を前提とする仕組みとする。 外国人は、平等原則の観点から、行政措置として追加給付の対象とする。 |
| 当時の基準改定により保護の対象外となつた方等の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 当時の基準改定により保護廃止となつた方の取扱いや、申請により却下とされた方の取扱いについては、実務上の課題を踏まえ、本人から必要な証明がなされた場合に個別に判断する方法などにより対応する。 |
| 生活扶助基準が影響している他制度の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護と同様の給付を行っている以下の制度は、同様に追加給付を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等に対する支援給付 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費 ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分） 給付の内容自体が生活保護と連動していない制度は、平成25年当時の経緯や、追加給付を新たな基準に基づく給付として行うことを踏まえて、関係省庁に対し検討を依頼する。 |
| 遅延損害金等 | <ul style="list-style-type: none"> 原告・原告以外のいずれについても、追加給付を新たな基準に基づく給付として行うことから、遅延損害金は発生していない。 原告については、平成25年の保護変更決定以降、10年以上という長きに渡って訴訟が継続してきたことに留意し、行政裁量により、当時の法定利率（年5%）に基づく金利相当分を特別給付金の計算上乗せする。 |

自治体情報システム標準化・ガバクラ移行後の運用経費の増加への対応

運用経費の増加要因の分析を踏まえ、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業について、令和7年度補正予算案において措置。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）（抄）

自治体情報システム標準化・共通化、ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。

【具体的な措置内容（関係省庁と詳細調整中）】

「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」

概要： 国の支援の下、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定するとともに、計画に基づき実施する運用最適化を図るための事業（運用経費を含む。）を補助することにより、標準化・ガバクラ移行後に一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図る。

補助対象： 市区町村及び都道府県 ※運用経費の増が一定以上となる計画策定団体

予算額： 補助対象経費700億円（国費350億円（補助率1/2））

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想～



令和7年度補正予算額（案）

2,955億円

※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的な施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応（6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念される**ところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要**。
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要**。

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業

令和7年度補正予算額（案）2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた

高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生みだす力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問い立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要**。
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用

- 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業

令和7年度補正予算額（案）5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

①都道府県
②民間

補助率等

①10分の10

補助対象経費

- 改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- 高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム 文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

12

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

部活動の地域展開等の全国実施の加速化

理念・方向性

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を加速化**

※ 地域クラブ活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援及び中学校における部活動指導員の配置支援に係る経費等については、令和8年度当初予算（案）への計上に向けて要求中。

（1）地方公共団体の体制整備等

R8年度からの改革実施に向けて必要な準備経費として、R7年度からの推進体制の整備等に係る費用を補助（コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段の確保等）

| 補助割合 | 国1/3、都道府県1/3、市町村等1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3 |
|------|---|
|------|---|

| 実施主体 | 都道府県、市町村等 |
|------|-----------|
|------|-----------|

補助金

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施

| 補助割合 | 定額（国10/10） |
|------|------------|
|------|------------|

実施主体

都道府県、市町村等

補助金

＜主な重点課題＞

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



＜事業スキーム＞

（1）と（2）共通

スポーツ庁・文化庁

都道府県

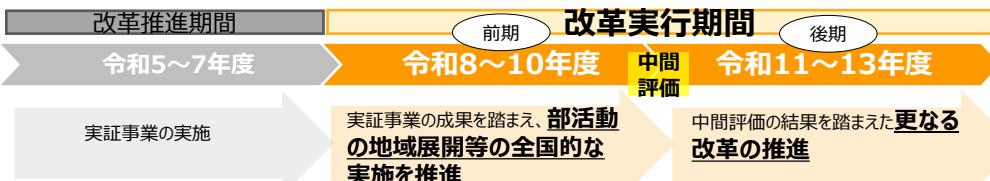
指定都市

市町村等
(指定都市は除く)

（3）地方公共団体への伴走支援

- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる伴走支援
- ② 地方公共団体の取組状況の調査、課題への対応策の創出、好事例の横展開

＜スケジュール＞



＜根拠法令＞

●スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するためには必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

（質の高い公教育の再生）

（略）地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

12月16日に成立した令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1.「交通空白」解消タイプ



- ▶ **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から実証運行までトータルで支援
- ▶ 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2／3（上限1億円）**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1／3（定額無し）

2.共同化・協業化促進タイプ



- ▶ **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から実証運行までトータルで支援
- ▶ 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2／3（上限1億2,000万円）**

3.地域交通DX推進タイプ



- ▶ 事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援
- ▶ 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1／2～2／3（上限1億円）**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

4.モビリティ人材・組織育成タイプ

- ▶ 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない持続可能な地域交通を実現するための体制整備に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う団体や人材の育成等を支援
- ▶ 補助率：**定額（上限3,000万円）**



5 農業構造転換集中対策

令和7年度補正予算額（対策措置額）240,982 百万円

＜対策のポイント＞

新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等や共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進します。

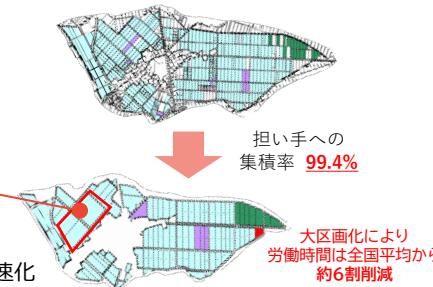
＜政策目標＞

農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保

＜対策の全体像＞

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るために、農地の大区画化等を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな整備を実施



スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

- スマート農業技術の開発、スタートアップ等への支援、生産性の抜本的な向上を加速化する新品種の開発、これらに必要な農研機構の拠点施設整備等を実施
- 担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する農業機械の導入、農業高校・農業大学校や研修農場におけるスマート農業教育・研修環境の整備、畜産の持続性や社会的価値の向上に必要な施設整備及び機械導入、飼料生産組織等の省力化機械の導入等を支援



自動操舵トラクター



ドローンによる農薬散布



搾乳ロボット

共同利用施設の再編集約・合理化

- 老朽化が進んでいる共同利用施設及び卸売市場等について、生産性の向上、物流の効率化等を図るために、再編集約・合理化を支援
- 食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等について、流通の効率化等を図るために、再編集約・合理化を支援



老朽化した施設



再編集約化後の新施設

施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額5兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した低コスト生産の推進、製造施設等の整備、オールジャパンでのブランディング等の取組強化を推進



高付加価値商品の供給強化



機器導入を通じたコールドチェーンの確立



現地消費者向けのテスト販売

- 「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）〔事業規模：おおむね20兆円強程度
計画期間：令和8年度～12年度〕の予算措置を伴う事業について、「「強い経済」を実現する総合経済対策」
(令和7年11月21日閣議決定)において、「初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を
措置する」とされたことを踏まえ、経費を計上した。
- 同対策に基づき、
 - (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化
 - (3) デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化
 - (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
 - (5) 地域における防災力の一層の強化
 の各分野について、更なる推進を図る。
- なお、本予算の執行に当たっては、適正な積算の実施や工期の設定、施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切
な規模での発注等に努めるとともに、複数年にわたるような大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為
の柔軟な活用等を推進する。
- その他、本年に発生した災害等を踏まえ、国土強靭化基本計画に基づき国土強靭化の取組を着実に推進。

国土強靭化関係補正予算

| | |
|---------|-----------|
| 国 費 | 2兆5,095億円 |
| (事 業 費) | 4兆0,853億円 |
| 国 費 | 1兆6,539億円 |
| (事 業 費) | 2兆6,342億円 |

うち、第1次国土強靭化実施中期計画 「推進が特に必要となる施策」関連 ^{※1}

| | |
|---------|-----------|
| 国 費 | 1兆9,159億円 |
| (事 業 費) | 3兆1,455億円 |
| 国 費 | 1兆5,500億円 |
| (事 業 費) | 2兆5,192億円 |

※1）事業規模については、今後フォローアップを実施し、民間事業者等による事業分を追加計上する予定である。